

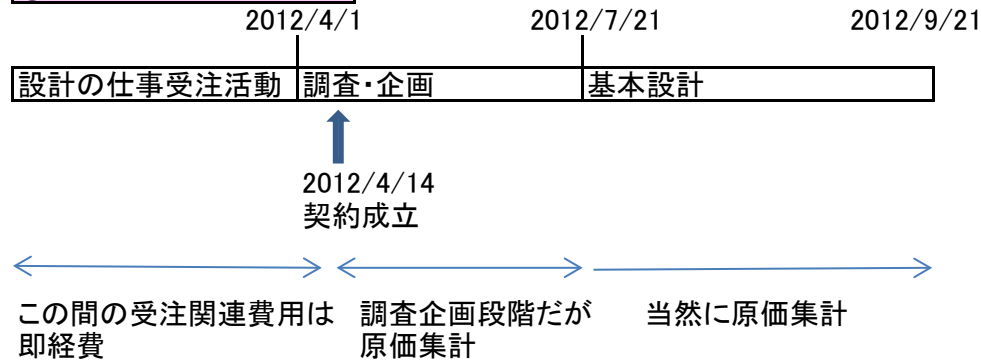
6.原価 受注関連費用の扱い

(設計事務所の会計実務指針P20より)

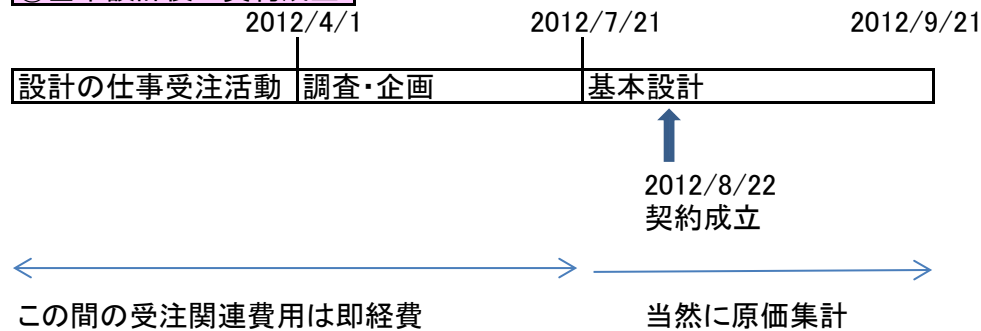
- (1) 設計の仕事を取るために要した直接経費の扱いです。
即経費になるのか、原価集計をし売上に対応させるかの扱いです。
- (2) 受注が確実にされた後の経費は、原価集計が必要です。
- (3) 受注が確実にされた日は、契約書締結日
- (4) 契約書締結日は、通常基本設計の着手日までに結ばれるかと思いますが、契約締結が基本設計の着手日までに結ばれずそれ以降の場合は、受注が確実にされた日は基本設計着手日でよいかと思えます。

(5) 上記3を使った具体例

①基本設計前に契約成立



①基本設計後に契約成立



7.原価 設計コンペに係る経費

(設計事務所の会計実務指針P23より)

- (1) 設計コンペの場合、特定の設計仕事受注のため多額の経費をかけているため、まず原価集計(仕掛計上)が必要
(外注費だけでなく、自社の社員・社長等でもその受注に携わった場合は、給与・間接費集計)
- (2) 審査結果が出た場合
 - ① 当選: そのまま原価集計分を仕掛計上し、売上が計上されたときに経費
 - ② 落選: 経費処理

8.原価集計

- (1) 原則
売上に対応するように直接・間接経費を原価集計し、売上が計上されたときに経費とする
- (2) 例外
直接係る外注費等のみ原価集計
(法・基・通 2-2-9)